

柳井市大畠総合センター指定管理者募集要項

令和7年10月

柳井市 高齢者支援課

柳井市大畠総合センター指定管理者募集要項

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の概要	1
3	指定の期間	1
4	指定管理料	1
5	応募資格	2
6	募集日程	2
7	選定方法	4
8	選定の基準	4
9	申請に要する経費	4
10	無効又は失格	4
11	選定結果の通知	4
12	指定管理者の決定	4
13	その他	4
14	配布資料	5

柳井市大畠総合センター指定管理者募集要項

柳井市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年2月21日条例第57号）及び柳井市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年2月21日規則第54号）に基づき、柳井市大畠総合センターの管理運営を行う指定管理者（指定管理者とは、公の施設の管理運営を行う法人その他の団体です。）を募集します。

1 対象施設の概要（概要については「仕様書」を参照）

(1) 名 称

柳井市大畠総合センター

(2) 所在地

柳井市神代4830番地

(3) 施設の設置目的等

この施設は、市民の健康保持、増進及び高齢者の福祉向上を図ることを目的として設置しています。

(4) 開館時間

① 開館時間

午前9時から午後10時まで

② 休館日

12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者が行う業務の概要（柳井市大畠総合センター条例第3条関係）

(1) 大畠総合センターの利用調整に関する業務

(2) 大畠総合センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他大畠総合センターの設置の目的を達成するために必要な業務で、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 指定管理料

(1) 指定管理者が柳井市大畠総合センターの管理運営を行うために要する経費には、本市からの指定管理料と事業収入を充てることとします。

(2) 指定期間中における指定管理料の上限額は、柳井市議会の議決を経た予算額の範囲内で決定し、各年度の指定管理料の額は、指定管理者と締結する年度協定により決定します。

なお、各年度における指定管理料の基準額は、次に掲げる額の範囲内（消費税及び地方消費税含む。）とします。

年 度	基 準 額
令和8年度	6,639,000円
令和9年度	6,758,000円
令和10年度	6,885,000円
令和11年度	7,094,000円
令和12年度	7,228,000円

5 応募資格

指定管理者の応募をすることができるのは、次に掲げる条件の全てを満たすものとします。

- (1) 指定期間中、安全で円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）
- (2) 施設の管理に当たっての資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。ただし、次の事項に法人等又はその代表者が、該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 地方自治法第92条の2、第142条（同項を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
 - ⑥ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦ 国税、県税及び市税（個人市県民税を含む。）を滞納している者
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (4) 柳井市内に拠点を置いている、又は置こうとする法人等であること。
- (5) 施設管理業務に関して実績及び知識を有していること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

6 募集日程

- (1) 募集要項及び仕様書の配布
 - ① 配布期間 令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ② 配布場所 健康福祉部高齢者支援課（市役所1階）

(2) 現地説明会の実施

① 開催日時 令和7年10月22日(水) 10時

② 開催場所 柳井市大畠総合センター

当日は午前9時50分までに柳井市大畠総合センター1階ロビーに集合してください。

③ 参加申込方法

参加を希望される場合は、令和7年10月21日(火)までに現地説明会参加申込書(様式9)に記入の上、郵送又はFAXで高齢者支援課へ提出してください。
FAX 0820-23-7566

④ その他 現地説明会では、質問を受け付けませんので、質問がある場合は下記の要領でお願いします。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和7年10月6日(月)から10月24日(金)午後5時15分まで

② 受付方法 応募に関する質問票(様式10)に記入の上、郵送又はFAXで高齢者支援課へ提出してください。

FAX 0820-23-7566

③ 回答方法 受付期間終了後、一括してFAXにて回答します。個別には行いません。

(4) 申請書の受付

① 受付期間 令和7年10月6日(月)から令和7年11月4日(火)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除いた午前8時30分から午後5時15分まで)

※申込期限を過ぎた場合は無効となります。

② 提出場所 柳井市健康福祉部高齢者支援課(市役所1階)

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

TEL 0820-22-2111 (内線186)

③ 提出書類

ア 指定申請書(第1号様式)

イ 誓約書(様式2)

ウ 指定期間に属する年度の柳井市大畠総合センターの管理に係る収支予算書及び事業計画書(様式3～8)

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類(法人にあっては、当該法人の登記簿謄本)

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表等活動の内容及び財務状況を明らかにする書類(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)

カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

キ 現に行っている業務の概要を記載した書類

ク その他市長が必要と認める書類

④ 提出部数 正本1部及び副本5部（副本は複写可、原則A4縦型とします。）

※各部とも上記③の順に並べてください。

⑤ 提出方法 持参又は郵送

⑥ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

7 指定管理者候補の選定方法

指定管理者選定委員会において、応募書類により選定します。（必要に応じて申請者に対し、ヒアリングを実施します。）

8 選定の基準

指定管理者の選定に当たっては選定委員会を設置し、選定委員会は、次に掲げる審査基準により事業計画等を基に総合的、客観的に検討、判断し、候補者を選定します。

なお、申請者が1団体のみであった場合においても、下記の選定基準を満たしているかどうかを総合的に判断するものとし、一定の評価が得られないときは、候補者として選定しません。

- (1) センターの利用に関し、住民の平等な利用を確保し、住民サービスの向上が図られること。
- (2) センターの設置目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持管理が図られること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) センターの管理を安定して行うことができる物的及び人的能力を有すること。
- (5) その他施設の設置目的を達成するために必要な事項（地域との連携、法令順守等）

9 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

10 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先及び提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

11 選定結果の通知

選定結果については、応募者全員に書面で通知します。

12 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月柳井市議会の議決を経て決定（指定）されます。

13 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。

- (2) 提出書類の差し替えは、軽微な誤りの修正を除き、認めません。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (5) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

14 配布資料

- (1) 柳井市大畠総合センター指定申請書類一式
- (2) 柳井市大畠総合センター指定管理者仕様書
- (3) 柳井市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- (4) 柳井市大畠総合センター条例及び同条例施行規則

問い合わせ先 柳井市健康福祉部高齢者支援課 担当 山本 〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号 電話 0820-22-2111（内線186） F A X 0820-23-7566 Eメールアドレス koreishashien@city-yanai.jp
